

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第12号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○えびな委員長 なければ、判断保留の会派に判断できる状況にあるか確認いたします。

まず、民主・市民連合。

○上野委員 判断できます。

○えびな委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できます。

○えびな委員長 それでは、全会派が判断できるとのことでしたので、陳情第12号についての採択、不採択の判断を、意見開陳を含めて伺っていきたいと思います。

まず、自民党・市民会議。

○たけいし委員 自民党・市民会議といたしましては、陳情者の願意には沿い難く、本陳情につきましては不採択と判断させていただきます。

以下、簡潔に理由を述べます。

国際移植学会で採択されたイスタンブール宣言においては、「移植の恩恵は、世界中の貧しく弱い立場にある人たちに危害をもたらす非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく、最大化され、公平に、それを必要とする人々に分配されなければならない」とされ、原則、自国内において、臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきと決意されているものと理解しております。

また、国内での法整備も重要ですが、国際的な協力と情報の共有を進めることがより効果的に問題解決に向けた道を開くと言え、これらには、国際機関や他国との連携を通じてより多角的な視点でのアプローチが求められるものと考えます。

本陳情は、中国の国内事情など、特に国際的な判断を求められるものであり、かつ、特定の国名を挙げた上で渡航を防止せよとの内容も包含しており、内政不干渉という基本的な原則からも、我が会派といたしましては、願意に沿い難く、陳情第12号につきましては不採択とすべきと判断させていただきます。

以上であります。

○えびな委員長 続きまして、民主・市民連合。

○上野委員 私たち会派は、今回の陳情の趣旨については理解をいたしているところではありますが、陳情事項の根拠に信憑性が非常に乏しく、願意に沿い難く、不採択と判断いたします。

○えびな委員長 公明党。

○皆川委員 公明党会派といたしまして、陳情第12号は、願意妥当と判断をいたしました。

以下、簡潔に理由を述べたいと思います。

命を救う最後の手段となり得ることもあるこの臓器移植において、患者と家族が、安全で、また、適切な選択を行えるような環境を整えていくということは、市民の安心にもつながっていくものではないというふうに考えております。もちろん、法整備の方向性によっては、リスクを承知で移植を望む方の機会が制限される懸念もありますけども、犯罪や医療事故のリスクに対して、個人での対応には限界があります。だからこそ、社会全体でルールと支援体制を整備していくということが求められるというふうに考えます。

以上の理由から、公明党会派といたしまして、陳情第12号は願意妥当と考えます。

以上です。

○えびな委員長 日本共産党。

○まじま委員 共産党は、この陳情第12号については願意に沿い難いと判断をしております。

以下、簡潔に理由を述べさせていただきます。

陳情第12号は、非人道性が疑われる国への移植目的の渡航を防止するための法整備と、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発を求めています。

イスタンブール宣言2008において、臓器売買の禁止、臓器移植ツーリズムの禁止、自国での臓器移植の推進、移植が必要な患者の命は自国で救える努力をすること、生体ドナー、生体臓器提供者の保護が提言されている。不正な臓器移植等の禁止については、既に臓器移植法で定められており、2009年の臓器移植法改正では、さらに臓器移植の国内自給の法整備として、脳死を死とする対象を子どもに拡大する考え方が導入された。この点で、必要な法整備は行われていると考える。

今、必要なのは、法の趣旨を踏まえた移植ツーリズムの監視や、ドナーを増やしていくことを目指し、ドナーとなることへの理解を広げ、不安を取り除く機運を高めていくことではないかと考えます。イスタンブール宣言2008の趣旨を踏まえた法整備は既に行われており、今の法律を生かした取組を推進することが求められており、新たな法整備などは必要と考えられないため、陳情の願意には沿い難いと判断をいたしました。

○えびな委員長 旭川市民連合。

○植木委員 旭川市民連合では、こちらの陳情第12号につきまして、願意に沿い難く不採択と判断いたしました。

簡潔に述べますと、イスタンブール宣言というものが根拠ではあるというのは文面から伝わってまいりまして、本当にいろいろと学ぶべき点は多いなと感じたところではあるんですけども、特に弱い立場の人に対して人権問題、人権侵害が起きているという部分については、看過できない部分だと考えます。片や、やはり患者の方は命に関わる問題であり、ドナー不足が根底にある以上、渡航移植というのは、選択肢として上がってくるものかと感じます。

法整備が必要との認識もあるんですけども、やはり大きなテーマであると。そして、その中で問題が起きているという認識ではあるんですけども、説明を聞いて、より理解しなければならない本質的な部分があるのかなというふうに感じました。

世界的に臓器提供者、ドナーが不足している状況で、特に日本は、そういったドナーが極端に少ないという状況でありますので、やはり啓蒙していくというところにまずは力を入れるべきかと判

断いたしました。陳情第12号につきましては、現状としましては願意に沿い難いと判断させていただきました。

以上です。

○えびな委員長 それでは、採択、不採択の判断につきまして、全会一致とならなかったことから、起立採決することといたします。

お諮りいたします。陳情第12号につきまして、採択すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○えびな委員長 起立少数であります。

よって、陳情第12号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

本会議における委員長口頭報告案の作成につきましては、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

次に、陳情第13号、市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○たけいし委員 判断できません。

○えびな委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できません。

○えびな委員長 公明党。

○皆川委員 まだ判断できません。

○えびな委員長 日本共産党。

○まじま委員 私どももまだ判断できません。

○えびな委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できます。

○えびな委員長 前期の委員による審査は今回が最後のため、保留といたしまして、本件の審査は後期の委員に引き継ぐことといたします。

次に、2、令和7年第3回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第3号及び報告第1号の以上3件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

初めに、1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、予防接種費など2事業で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4千534万3千円を追加するものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、2ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、8款土木費の街あかり推進費で500万円を追加するものでございます。歳入につきましては、2ページ上段の事項別明細書、歳入にお示しいたしております21款繰入金で、4千

534万3千円を追加するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第3号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきましては、株式会社旭川振興公社取締役の任期満了に伴い、次期取締役9名を選任するために、定時株主総会において議決権を行使する必要がありますことから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○松本総務部総務監 報告第1号、専決処分の報告につきまして御説明いたします。

本件は、令和6年6月24日に議決をいただきました、旧総合庁舎解体工事につきまして、インプレスライドに伴う設計変更に対処するため、工事請負契約の変更契約を締結したものでございます。

契約金額7億5千237万66円を7億5千682万5千303円に変更することとし、令和7年4月25日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

令和6年度ふるさと納税に係る実績報告について及び令和6年度企業版ふるさと納税に係る実績報告についての以上2件について、理事者から報告願います。

○浅利行財政改革推進部長 令和6年度のふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附実績につきまして、2件まとめて御報告を申し上げます。

まず最初に、ふるさと納税についてでございます。

お配りしております資料1ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらにありますとおり、令和6年度の速報値においては、寄附件数17万4千774件、寄附金額36億9千584万4千529円と、いずれも過去最高の実績となっております。

次に、資料2ページ目でございますが、各ポータルサイト別の寄附実績につきまして、令和5年度に実施いたしました経费率削減のための寄附額実質値上げの影響などによりまして、楽天においては前年を下回る結果でございましたが、さとふるにおいては、昨今のお米需要の影響が大きかったこと、ふるさとチョイスにおいては、新たに開発した家具チケット型返礼品や、家具メーカーのアルフレックスジャパンの新規取扱いなどにより寄附が大きく伸びたことにより、目標寄附額でございました35億円を超える実績となっております。

返礼品のカテゴリー別実績につきましては、資料の3ページ目に記載しておりますが、令和5年

度はカテゴリー別のトップでありましたジンギスカンを抜いて、令和6年度につきましては木工品が首位となり、旭川家具、クラフト品の寄附実績増加に資する取組に注力した結果が出たものと考えておりますとともに、その結果として、寄附単価の向上にも寄与したところでございます。

令和7年度におきましては、各ポータルサイトの運営事業者との連携をさらに強化するとともに、データ分析や、市内事業者への委託によります新たな返礼品の発掘、開発を行いながら、今年度の目標寄附額であります43億円を目指し、顕在層に向けた取組などに注力してまいりたいと考えてございます。

続きまして、企業版ふるさと納税につきまして御説明を申し上げたいと思います。

令和6年度の寄附件数は34件、寄附金額は6千372万円と、いずれも過去最高の実績となっております。寄附先の事業種別といたしましては、子育て・教育が3千130万円で最も寄附金額が大きく、次いで、産業振興、観光・中心市街地活性化となっております。また、令和6年度につきましては、本市で初めて物品による寄附、いわゆる物納がございまして、衛星携帯電話を防災対策関連事業に寄附いただいたところでございます。

令和7年度につきましては、本市で初めてとなります人材派遣型の寄附も既にいただいております、様々な形での寄附獲得に向けて、各部局とも連携を図りながら、外部へのPR活動を強化してまいりたいと考えてございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時16分